

# 放課後等デイサービス ウィルケアひらい

## N style 重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上  
ご注意いただきたいことを説明するものです。

### \* 目 次 \*

1	事業の概要	1
2	事業の目的と運営方針	1
3	開設日及び開設時間	2
4	事業所の職員体制	2
5	事業所が提供するサービスと利用料	2
6	サービス利用に関する注意事項	3
7	その他運営に関する注意事項	3
8	損害賠償保険への加入	4
9	苦情の受付	5

## 1 事業所の概要

事業者名称	株式会社 ウィルケア
代表者名	代表取締役 中村 忍
事業所名称	ウィルケアひらい N style
事業所の所在地	〒 703-8266 岡山市中区湊120-4
提供サービスの種類	放課後等デイサービス
管理者及び連絡先	管理者・責任者 楠本 彩 (086-238-3820) -
サービス利用可能地域	岡山市（旧御津町、旧建部町、旧瀬戸町を除く）
障害福祉サービス事業所番号	3350101394

## 2 事業所の目的と運営方針

事業の目的	株式会社ウィルケアの設置するウィルケアひらい N style（以下「事業所」という。）において、事業所の職員が障害児（以下「利用者」という。）に対し、適切な放課後等デイサービスを提供し、集団参加や社会性・コミュニケーションの成長をはかることを目的とする。
運営の方針	1 利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、利用者が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができる

	<p>よう、事業所において、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。</p> <p>2 事業の実施に当たっては、関係市町、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p>
--	---

### 3 開設日及び開設時間

開設日	<p>月曜日～土曜日</p> <p>ただし学校休業日、国民の休日、8月13日～15日と12月29日～1月3日までを除く。</p>
サービス提供時間	<p>平日・・・午後 3時30分～午後 5時</p> <p>土曜及び、学校長期休暇中の平日・・・午前 10時～午後 4時</p>
利用定員	10名

### 4 事業所の職員体制

職種	従事する事業内容	職員数
管理者・児童発達支援管理責任者	<p>管理運営</p> <p>通所支援計画書の作成・アセスメント・庶務</p>	常勤1名
指導員	小集団指導・個別指導	<p>常勤4名</p> <p>非常勤1名</p>

### 5 事業所が提供するサービスと利用料

#### (1) 「通所支援計画書」の作成とサービス内容

利用者の心身の状況及びその置かれている環境並びに利用者及びその通所給付決定保護者（以下、「保護者」という。）の希望を踏まえて、日常生活における基本的動作の習得等の目標や、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した「通所支援計画書」を作成します。

「通所支援計画書」は、市町村が決定した支給量（受給者証に記載）と利用者及び保護者（以下「利用者等」という。）の意向や心身の状況などを踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「通所支援計画書」は、利用者等に事前に説明し、同意をいただくとともに利用者等の申出により、いつでも見直すことが出来ます。

#### 【利用者に対するサービスの内容】

- |   |
|---|
| <p>① 児童の早期療育事業</p> <p>ア) 基本的な生活習慣の自立支援（排泄、着脱、食事動作）</p> <p>イ) 集団生活への支援（体育活動、音楽活動、造形活動、学習活動、社会見学などの外活動）</p> <p>ウ) 個別療育（音楽療法・認知・数量・言語・社会的スキルなど）</p> <p>② 児童の家族への支援事業</p> <p>③ 情報提供事業</p> |
|---|

## (2) 利用料の支払い

- ①指定放課後等デイサービスを利用した際には、指定放課後等デイサービスに係る利用者負担額をお支払いいただきます。
- ②法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額をお支払い頂きます。この場合、その提供した指定放課後等デイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付いたします。
- ③利用料とは別に、以下に定める費用についてご負担をいただきます。
  - (ア) おやつサービスの提供に係るおやつ代 一回あたり 100円
  - (イ) その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって、利用者に負担させることが適当とみられるものの実費。上記費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行います。また、費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を交付いたします。
- ④ 料金・費用は、利用月ごとに計算し請求しますので、事業所にお持ちください。
- ⑤ 利用料を3ヶ月以上滞納した場合、利用のお断りをすることがあります。

## (3) 利用の中止、変更、追加

利用者は、利用予定日の前に「通所支援計画書」で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。

サービス利用の変更・追加は、その日の利用状況により利用者が希望する日及び時間にサービスの提供ができない事があります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するなど必要な調整をいたします。

## 6 サービス利用に関する注意事項

### (1) 通所受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担上限月額」、「支給量」「給付決定内容」など「受給者証」の記載内容の変更があった場合はできるだけ速やかに本事業所の職員にお知らせください。また、本事業所の職員より「通所受給者証」の確認をさせていただく場合は、ご提示くださいますようお願いいたします。

### (2) サービス利用に関する注意事項

- ①室内の機器使用にあたっては、職員の指示に従うこと
- ②利用日であって、当日休む場合は保護者より連絡すること

## 7 虐待防止について

事業所は、虐待防止責任者を定め、虐待防止の研修への参加、全職員への周知を徹底します。

虐待防止責任者 中村 慶宏

## 8 緊急時等の対応について

職員は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関及び家族への連絡を行う等の必要な措置を講じます。なお、緊急時等の対応のため、下記のとおり協力医療機関を定めています。

### <協力医療機関>

協力医療機関	原おとなこどもクリニック
主な診療科	内科・小児科
電話番号	086-277-8233

## 9 非常災害対策について

事業所に消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。また、非常災害に備えるため、事業所において避難、救出その他の必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行います。

## 10 その他運営に関する注意事項

- (1) 事業者は、提供した事業に関する利用者及び保護者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための常設窓口を設置します。
- (2) 事業者は、提供した事業に関する利用者及び保護者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- (3) 事業者は、従業員の資質の向上のためにその研修の機会を確保し、業務の執行体制についても検証、整備します。
- (4) 事業者は、従業員が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持し、従業員で無くなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業員との雇用契約時に提示します。
- (5) 事業提供にあたり、他の機関との連携を行う際の利用者又はその家族に関する情報を提供する場合はあらかじめ文書により利用者又は保護者の同意を得て行います。
- (6) 事業提供にあたり、従業員はそれぞれの利用者について、通所支援計画に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間の保存管理を行うものとする。

※利用者の記録や情報の管理、開示について事業所は利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に関して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

- (7) 事業者は、従業員・設備・備品及び会計に関する諸記録を整備します。
- (8) この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、株式会社 ウィルケア 代表取締役社長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 11 損害補償保険への加入

事業者は、事故が発生した場合は、県、市町村及び利用者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。また、万一の事故に備え、下記の損害賠償保険に加入しており、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

保険会社名 日新火災海上保険  
 保険の概要 統合賠償責任保険

## 12 苦情の受付

ウィルケアひらい N style 苦情受付担当責任者	受付時間：午前 9 時～午後 5 時 楠本 彩 電話番号：086-238-3820 FAX 番号：086-238-3821
外部相談窓口	岡山県運営適正化委員会 住所：岡山市北区南方 2-13-1 電話/FAX：086-226-9400 受付日：月曜日～金曜日 受付時間：午前 9 時～午後 5 時  岡山市事業者指導課 住所：岡山市北区大供 3-1-18 KSB 会館 4 階 電話：086-212-1015 FAX：086-221-3010 開庁時間：月曜日～金曜日 受付時間：午前 9 時～午後 5 時 15 分 閉庁日：祝日、年末年始

令和 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

説明を受けました。

氏名 楠本 彩 \_\_\_\_\_ ㊞

説明をしました。